

預けて安心!

自筆証書遺言書 保管制度

遺言書の作成をお考えのあなた・・・
その遺言書・・・

法務局

に預けることができますよ!!

- ・長期保管で**安心・安全**
- ・遺言書の**改ざん**や**紛失**の**心配なし**
- ・家庭裁判所の**検認**手続**不要**
- ・相続人等への**通知**制度あり



遺言書ほかんガル

あなたの大切な
遺言書を守ります

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務省民事局



(詳しくは法務省のホームページへ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

青森地方法務局
問い合わせ

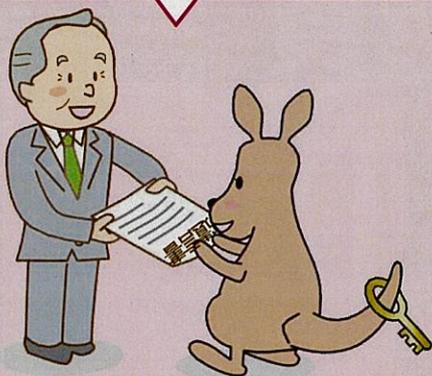
青森地方法務局 017-776-6231 むつ支局 0175-23-3202

五所川原支局 0173-34-2330 弘前支局 0172-26-1150

八戸支局 0178-24-3351 十和田支局 0176-23-2424

遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- ① 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- ② 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- ③ 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- ④ 亡くなられた後に通知したい相続人等を1名指定できます。
- ⑤ 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。

保管の申請に必要なもの

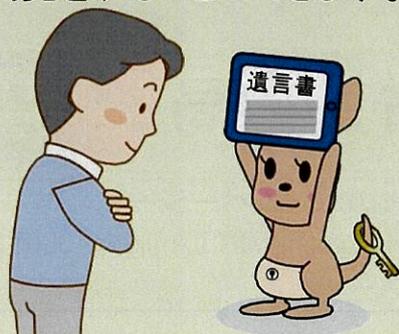
- ① 自筆証書遺言に係る遺言書
- ② 申請書※
- ③ 添付書類(本籍及び戸籍の筆頭者の記載のある住民票等)
- ④ 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- ⑤ 手数料(収入印紙)

※申請書の様式は法務省HP
(<http://www.mof.go.jp/kyosei/mind/2011.html>)
からダウンロードできます。また、遺言書保管所窓口にも備え付けられています。



遺言者が亡くなられた後の手続

相続人等は、遺言書の内容の証明書の請求や遺言書の閲覧をすることができます。



遺言書が法務局において保管されていることを、その他の相続人等に通知します。



相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合若しくは遺言書の閲覧をした場合又は、遺言者の死亡確認時

検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- ① 本制度に係る全ての手続には予約が必要です。